

平成 24 年度 6 月議会 一般質問

民主フォーラムの堤です。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、

図書館の充実かつ効率的な運営について

5 項目 12 点

生活保護制度と若年無業者について

4 項目 10 点

お伺いしたいと思います。

理事者の皆様におかれましては簡潔かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

図書館の充実かつ効率的な運営について

読書は最も効率的な知識の吸収法であります。また、読書を通じて想像力は磨き上げられ物事を多面的に捉えられるようになり、何より、読書は人生に彩りと深みを与えるものであります。

かく言う私も本の虫の一人で、外出の際には鞆に 1 冊ないし数冊の書籍を必ず忍ばせています。小学生のころは学校の図書室になかった本を少し離れた市民図書館まで自転車を走らせて借りに行き、中・高生になると試験前に学校の図書室で勉強し、大学の時は研究資料を漁りに大学図書館へ入り浸ったことを懐かしく思い出します。

文化的な都市基盤として図書館は必要不可欠な施設であり、雑誌を除いた蔵書数が 23 万冊を超える充実した図書館を持つ本市は非常に恵まれた環境にあると言えます。今後とも是非、充実した図書館運営に励んでいただきたいと心より願います。

さて、今回の質問でまずお伺いしたいことは、本市の図書館設置の意義と目的であります。本市においても人口減少とそれに伴う税収低下は確実に予測される場所であります。その中で漫然と公共施設を運営していくことは納税者の理解を得られません。例えば国会図書館ではあらゆる刊行物の収集、大学図書館では研究基盤整備、他の公立の図書館においては郷土史研究の拠点であったりと目的を与えられているものもあります。

そこで、まずお伺いたします。

1. 本市の図書館は市民文化力向上以外に何を目的としているのでしょうか、具体的に教えてください。
2. また、その目標達成の指標はどのような数字から測ることができるのでしょうか。

日本の図書館数は先進 8 か国中人口当たりで最も少ないと言われていますが、蔵書数で比較すると非常に優れており、例えば人口当たりの図書館数が最も多いと言われているドイツと比較すると、日本の図書館は 1 館当たりの平均蔵書数が 116,500 冊であるのに対し、ドイツの図書館は 1 館当たり平均 14,500 冊と、約 8 倍の蔵書数となっています。図書館の数が多いと同一書籍を購入してしまうことや維持管理に経費が掛かるので、図書館の数を減らして蔵書を集中させるということは理にかなっていると私は考えます。

本市も図書館を 1 箇所に集約して多数の蔵書を蓄える非常に効率的な運営を行っています。また蔵書数は冒頭に申し上げました通り 23 万冊以上で、国内の平均 116,500 冊に対して倍近くを有しております。本市は人口約 8 万人と決して大きくない自治体規模に対して、実に素晴らしい図書館を有していると誇ることができます。本市の文化啓発に対する篤い取り組みを窺えるところでもあります。

しかしながら、いたずらに蔵書数を誇っても市民に活用していただければ意味がありま

せん。

そこで、お伺いいたします。

3. 現在、普段利用者の方の目に触れることができる図書館の開架書庫に展示されている冊数は概算でどのくらいでしょうか。
4. 閉架書庫及び倉庫等普段利用者の方の目に触れない場所に収蔵されている冊数は約何冊くらいで、蔵書数に対する割合はどのくらいでしょうか。
5. 閉架書庫及び倉庫に保管されている図書はどのように活用しているのでしょうか。

本市図書館の蔵書は十分に充実していますが、尚毎年 1,000 万円以上の予算を図書購入費に充て意欲的に蔵書数の増加に取り組んでおります。平成 22 年度では 6,611 冊、平成 23 年度では 5,264 冊とこの 2 年間だけでも雑誌も含め 1 万冊以上を増加させています。しかし図書購入目録を閲覧したところ、「会社四季報」や「JTB 時刻表」あるいは「東京ディズニーランド&シー ファミリー裏技ガイド」など公費で購入すべきかどうか疑問が生じる図書も散見されました。この場は一般質問なので個別具体的なことは問いませんが、

図書の購入指針について 2 点お伺いいたします。

6. 図書購入の判断はどのような観点から行われているのでしょうか。
7. 蔵書数はどのくらいを目指していらっしゃるのでしょうか。

本市の図書館費は平成 24 年度予算で総額 111,730 千円、内職員人件費として嘱託 6 名を含む職員 12 名分の人件費で 60,470 千円、一日当たり 3~5 人分のアルバイト賃金として 8,754 千円が計上されました。図書館費の内、人件費総額は 69,224 千円、62%となっております。

これに関して 3 点お伺いいたします。

8. 嘱託を含む正規職員でなければ行うことができない日常的業務の内容を教えてください。
9. アルバイトと嘱託を含む正規職員が共同で行う業務内容を教えてください。
10. アルバイトのみが行っている業務内容を教えてください。

最後に、市長の図書館の在り方に関するご所見をお伺いしたいと思っております。

その前に私見を申し上げますと、私は誰もが無料で図書を借りることができる公共施設としての図書館は維持すべきであると考えます。しかしその運営を行政が行う必要はもはやなくなってしまっていると考えます。

書籍が高価であった時代や、少数しか印刷されなかった時代、もしくは流通が未発達で書籍が手に入りにくかった時代においては、市民文化力向上のため行政が積極的に蔵書を蓄え、それを開放する必要性がありました。しかし、現在は流通も発達し近隣の書店で買い求めることができますし、取り寄せも可能です。希少な書籍もインターネットを介して入手できるようになりました。もっと手ごろな価格で書籍を読みたい場合は中古書店に行けば定価の半値以下で購入することができます。

一般の消費ルートに乗りにくいような需要が少ない、しかしながら文献的価値のある書籍を蓄えることが目的であるならば、そのような図書館を目指すのも一つであると考えますが、それはおそらく市民のニーズとは合致しない図書館になるでしょうし、それは専門の図書館に任せる仕事であると考えます。市民からの要望に応じて新たに書籍を購入することは必要なことであると考えますが、一方で個人の欲求を満たすために公費を投じることが適当であるかどうか問題になります。また、市民憩いの場の創設が目的であるならば、図書館の目的から少々逸脱していると感じますし、何より年間 1 億 1 千万円、日額換算で 30 万円以上の経費をかけて維持しなければならない必要性に疑問を感じます。

このような観点から、私は図書館の管理に対して指定管理者制度を導入すべきであると考えます。先進の事例は少ないのですが、つい先日佐賀県武雄市が音楽や映像のレンタル業を営む業者と業務委託する契約を締結しました。実施は来年 4 月からということで実績はまだありませんが、開館時間を夜間まで延長・年中無休・閲覧書籍も 8 万冊から 20 万冊に大幅に増加させた上で、さらにコストの約 1 割削減が見込まれております。

行政が図書館を運営するならば図書を定価にて調達せざるを得ませんが、指定管理者ならばその必要もありません。安価な図書調達ルートを持っている委託先ならば、より安価なコストで同等のサービスを市民に提供できるようになります。また、民間の柔軟な発想でより充実した新しいサービスも提供できます。

大切なことは市民が必要としている図書を蓄え、それを無料で開放することであり、運営する主体ではありません。必要な部分は行政が担い、それ以外に関しては指定管理者制度を導入させるべきであると考えます。

そこで市長に 2 点ご所見をお伺いします。

- 1 1. 行政が図書館を直接運営しなければならない意義に関してどのようにお考えでしょうか。
- 1 2. 図書館の管理について指定管理者制度を導入することに対してどのようにお考えでしょうか。

生活保護制度と若年無業者について

最近また改めて生活保護の不正受給が社会的な問題として取り上げられています。

私も昨年 3 月の平成 23 年度予算審査特別委員会の総括質疑の場で生活保護の問題に関して質問させていただきましたが、それから 1 年以上が経過して本市の取り組みとしてどのような進展があったのか質問をさせていただきます。

生活保護はセイフティーネットの最後の砦であり、生存権を守るためには必ず維持していかなければならない最も重要なシステムであります。しかし、最も重要なシステムだからこそ不正に対しては厳格に対応していかなければなりません。無論、生活保護制度自体は国の制度でありますし、生活保護から脱出するための就労に関しては都道府県の制度であります。しかしながら、生活保護費のうち 4 分の 1 が市税から賄われ、本年では生活保護費の扶助費 1,336,118 千円、内市税からの拠出額 285,371 千円で、市の拠出額は市税収入 11,613,104 千円に対して 2.5%と少なくない割合を占めております。また、支給の決定に関しては基礎自治体の権限でもあります。ですから、本市としてもこの問題に対して積極的に取り組んでいかなければならないと私は考えております。

そこでまずは基本的なことから伺いいたします。

1. 本市の生活保護受給世帯のうち、最も低い受給額と、諸々の加算を加えて最も高い受給年額を教えてください。
2. 生活保護の対象となることで減免あるいは免除の対象となる可能性がある公の制度にはどのようなものがあるか、また、生活保護の対象とならない場合に負担しなければならないその制度の最低の年額はいくらになるか教えてください。
3. 生活保護の対象となることによって減免あるいは免除の対象となる民間の制度にはどのようなものがあるのか、把握している範囲で教えてください。

本市においても生活保護世帯は 10 年以上増加の一途をたどっており、今年度当初見込みにおいては、世帯数 558 世帯、人員数 737 名、保護率 9.2%と、ついに保護率が 9%を越えてしまいました。私は昨年の予算総括質疑の場で「このままだと 10 年以内に保護率 10%、つまり保護率が 1%を超過する可能性がある」とご指摘させていただきましたが、この言葉を撤回して「このままだと 5 年以内に保護率が 10%を超過する可能性がある」と指摘し直す必要があるようです。

現在、年金受給者とそれを支える現役世代はいわゆる「騎馬戦型」と言われる、3 人の現役世代で 1 人の年金世代を支えるアンバランスな構図が問題となっております。将来的には「肩車型」と言われる、1 人が 1 人を支えなければなりません。この上にさらに生活保護の負担を引き受けることは非常に負担が大きいとしか言いようがありません。

しかし、現実問題として身寄りのいない重度の障がいを抱えている方を始めとして絶対的に保護を必要としている方々を切り捨てることはできません。だからこそ、不正に対し厳しい姿勢で臨み、働くことができる方には保護から脱出してもらわなければなりません。

そこで本市の責任についてお伺いします。

4. 生活保護の相談から、申請、受給の決定、更新というサイクルの中で、本市はどのような役割を担い、どの部分に責任を負うのか教えてください。
5. 不正受給防止のためにどのような措置を講じているのか教えてください。

不正受給以外の部分で生活保護数を減らすには、働くことが可能だと判断されている就業支援者の方に就労していただくことが重要になります。しかし、今年の予算総括質疑において、平成 21 年度の就業支援者のうち就労に結びついて生活保護から脱出できたという事例は 0 件、つまり生活保護からの脱出が非常に困難であるという問題を取り上げました。中でも、生活保護からの脱出を目的とした就労支援ネット事業を本市で開催し募集定員を 25 名見込んでいたにもかかわらず、応募数が 5 名、当日来場者は 3 名だったという大変厳しい現実を伺い暗澹たる思いを抱きました。生活保護受給者に最も身近な行政機関として、もっと積極的に受給者に対して就労に結びつく働きかけに取り組んでいかなければならないと私は考えます。しかし、本市が関係機関と連携して取り組んでいる就労支援プログラムには参加条件として「働ける体であるという稼働能力があること」「就労意欲があること」「事業への参加に同意していること」の三つの条件があると伺いました。

ここで就労支援プログラムによる生活保護からの脱出支援に関して 2 点お伺いします。

6. 就労支援プログラムの参加条件のうち、就労意欲があること、とはどのような意味を指しているのか教えてください。
7. 昨年度あるいは平成 22 年度で就業支援者のうち就労に結びついて生活保護から脱出された方は何名いらっしゃるのか教えてください。

生活保護の問題でも一番重要となってくるのは若年者対策であると私は考えます。先ほど生活保護からの脱出が非常に困難であるということについて言及させていただきましたが、平成 22 年度における就業支援者の中で保護受給歴最長の方は 64 歳の方が 21 年 10 か月受給されているということが今年の予算総括質疑の場で分かりました。おそらくこの方は今も生活保護を受給されているらっしゃるでしょうし、今後もずっと受給されていくのでしょう。このことに関しては現在既に 65 歳を超えていらっしゃるのでは、対策を講じることは困難です。

このような事例があるからこそ、若年者に対して篤く対策を講じる必要があります。例えば 30 歳の受給者であれば今後 30 年、50 年と生活保護の対象となる可能性があります。さらに実数として生活保護の対象で就業支援者のうち 18 歳から 35 歳の若年者の数は今年度当初で就業支援者の約 19%、11 名という決して少なくない数であるという本市の実態があります。今後 30 年、50 年というスパンでの支出を勘案したとき、若年者に対する篤い支援は非常に有効であると考えます。

この若年者支援に関して、つい先日の 5 月 25 日に「くらしと仕事のサポートステーション “乙訓もも”」が長岡京市内に開設されました。乙訓ももは、稼働能力はあるが離職の長期化、未就労などで就労意欲が低下し、日常生活、社会生活に課題を抱え今すぐに求職活動を行うことができない生活困難者、いわゆるニート・引きこもりに対し寄り添いながら日常生活・社会生活の自立、就労意欲の喚起を図る自立支援ステーションで、京都府の日常生活等自立支援支援事業を NPO 法人乙訓障害者事業協会が受託して作られました。乙訓ももさんが目的とする事業内容は、以前より私が必要であるとして求めてきた施策でありますので、このような事業所が本市内に開設されて大変嬉しく感じております。

そこで最後に若年者の支援に関して市長のご所見をお伺いいたします。

8. 若年者向けの就労支援プログラムを組むべきであると考えますがいかがでしょうか。
9. 本市のケースワーカーを若年者に傾斜して配置させるべきだと考えますがいかがでしょうか。
10. 今後本市は若年者支援において乙訓ももさん及び関係機関とどのように連携を図っていくのか今後の展望について教えてください。

以上で一回目の質問とさせていただきます。

どうか前向きな答弁をお願いいたします。